

1	<p>利用定員19名ですが、建物の広さにより、19名未満の定員で運営することは可能でしょうか？</p>	<p>不可能です。</p>
2	<p>6補助金については、小規模保育事業を実施する場合に必要な改修に係る費用（工事請負費、設計料等）を対象とした国の「保育対策総合支援事業費補助金」を活用予定とございますが、補助金額は3200万円の4分の3の2400万でお間違いないでしょうか？</p>	<p>国交付要綱別表に規定するとおりです。また、現時点で公表されている、こども家庭庁掲載の「令和6年度保育関係予算概算要求の概要 参考資料(PDF)」の4ページの(2)保育所等改修費等支援事業を参考にしてください。</p>
3	<p>要項のP1の2について利用定員は19名とあるが小規模保育所は6名～19名までの施設を指すので、最大定員が19名というらえ方で、12名での応募も可能でしょうか？</p>	<p>不可能です。</p>
4	<p>連携施設では協定書については必要事項が網羅されていないようであれば、様式はこちらで作成したもので差し支えないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
5	<p>今回の小規模保育候補の建物はかなり老朽化した施設であるため、安全に配慮して、耐震補強工事を行う場合、耐震補強に係る工事費が補助金として捻出されるのでしょうか。建物は200㎡未満です。建物の内外装の張替え、塗り替え、損傷部の補修、屋根の張替え等</p>	<p>「保育対策総合支援事業費補助金」の対象となります。</p>
6	<p>小郡市小規模保育事業所改修費等事業費補助金交付について、補助金の考え方は以下でよろしいでしょうか。 参照：令和6年度 保育関係予算概算要求の概要 保育所等改修費等支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）小規模保育改修費等支援事業 【補助基準額】 1事業所当たり22,308千円 【補助割合】 国1/2 市町村1/4 設置主体1/4 補助金の例によると、 国22,308千円の補助 市町村11,154千円の補助 設置主体11,154千円の負担 補助金額は、上記の補助基準額と市長が認めた対象経費を比較し、低い方の金額に補助率を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内の額とするという考え方で問題ないでしょうか。</p>	<p>国交付要綱別表に規定するとおりです。また、現時点で公表されている、こども家庭庁掲載の「令和6年度保育関係予算概算要求の概要 参考資料(PDF)」の4ページの(2)保育所等改修費等支援事業を参考にしてください。</p>

7	新耐震基準については記載されておりますが、建物の検査済証は必須となりますでしょうか。	検査済証の提出は、必須ではありません。
8	予定地の賃借物件ですが、面積的に60名規模の認可保育園を開くことが可能なのですが、小規模のみの募集となりますか。	本公募は小規模保育事業A型の募集としています。
9	補助金についてです。改修費用のみ対象と記載がございますが、開園前の賃借料や備品等は含まれないでしょうか。	対象になります。賃借料については、市HP掲載の「小郡市小規模保育事業所改修費等支援事業費補助金交付要綱」にてご確認ください。
10	選定後は一般競争入札を行い工事店を決めるという進め方で間違いないでしょうか。その場合、選定から入札会の終了までどれくらいの期間で検討しておりますでしょうか。	補助金の対象となる入札・契約等については、小郡市契約規則等に準拠し、事業者が実施することとなります。要項では、施設整備について、令和7年2月下旬までに工事を完了することを要件としていますので、期日に合わせたスケジュールを計画してください。
11	ヒアリングの予定日、結果公表日はいつを予定しておりますでしょうか。	現時点でヒアリングを10月上旬、結果公表を10月中旬を予定しています。
12	設立許可証がない場合に、代わりに提出する書類はありますか。保育園の経営と定款に記載されているだけでは不可でしょうか。	社会福祉法人等は要提出ですが、認可不要な株式会社等は提出不要です。